（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二　貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第六項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第六項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ　［略］

六　［略］

［2～6　略］

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の四　貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ　第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［略］

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の五　貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

八　当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第五項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ　［同上］

六　［同上］

［2～6　同上］

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の四　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ　第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［同上］

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の五　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項